

議第13号

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

令和5年3月17日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄

記

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程（平成10年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の趣旨

教育委員会組織改編に伴い改正するもの。

2 施行日

令和5年4月1日

3 改正の内容

福利厚生室を「教職員課」から「教育総務課」に移管することに伴う改正。（第5条第3号から第5号、第10条第3項及び第4項、第14条第4項）

岐阜県教育委員会訓令甲第 号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「教職員課長」を「教育総務課福利厚生室長」に改め、同条第四号中「教職員課福利厚生室」を「教育総務課福利厚生室」に改め、同条第五号中「教職員課」を「教育総務課」に改める。

第十条第三項中「教職員課福利厚生室長」を「委員長」に改め、同条第四項中「教職員課福利厚生室」を「教育総務課福利厚生室」に改める。

第十四条第四項中「教職員課福利厚生室」を「教育総務課福利厚生室」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(新)

(旧)

目次 略	目次 略
第一章 略	第一章 略
第二章 安全衛生管理体制 (総括安全衛生管理者等の設置)	第二章 安全衛生管理体制 (総括安全衛生管理者等の設置)
第五条 職員の安全及び衛生を管理するため次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。 一及び二 略	第五条 職員の安全及び衛生を管理するため次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。 一及び二 略
三 主任安全衛生管理者 本庁にあっては 教育総務課福利厚生室長 、現地機関及び学校にあっては所属長	三 主任安全衛生管理者 本庁にあっては 教職員課福利厚生室長 、現地機関及び学校にあっては所属長
四 衛生管理者 本庁にあっては 教育総務課福利厚生室 の職員のうちから、現地機関(職員数が五十人以上のものに限る。)及び学校にあっては当該現地機関又は学校の職員のうちから主任安全衛生管理者が指名する者	四 衛生管理者 本庁にあっては 教職員課福利厚生室 の職員のうちから、現地機関又は学校の職員のうちから主任安全衛生管理者が指名する者
五 衛生推進者 本庁にあっては 教育総務課 以外の本庁の課の職員のうちから、現地機関(職員数が五十人未満のものに限る。)にあっては当該現地機関の職員のうちから主任安全衛生管理者が指名する者	五 衛生推進者 本庁にあっては 教職員課 以外の本庁の課の職員のうちから、現地機関(職員数が五十人未満のものに限る。)にあっては当該現地機関の職員のうちから主任安全衛生管理者が指名する者
第六条から第九条まで 略	第六条から第九条まで 略
(総括委員会の運営)	(総括委員会の運営)
第十条 略	第十条 略
3 総括委員会の会議は、 委員長 が招集する。	3 総括委員会の会議は、 教職員課福利厚生室長 が招集する。
4 総括委員会の庶務は、 教育総務課福利厚生室 において処理する。	4 総括委員会の庶務は、 教職員課福利厚生室 において処理する。
第十一条から第十三条まで 略	第十一条から第十三条まで 略
(所属委員会の運営)	(所属委員会の運営)

第十四条 略

2 及び3 略

4 所属委員会の庶務は、本庁にあつては教育総務課福利厚生室において、現
地機関及び学校にあつては当該現地機関又は学校の現地機関の長又は学校長
の指定する者において処理する。

5 略

第三章から第五章まで 略

附則 略

別表 略

第十四条 略

2 及び3 略

4 所属委員会の庶務は、本庁にあつては教職員課福利厚生室において、現
地機関及び学校にあつては当該現地機関又は学校の現地機関の長又は学校長
の指定する者において処理する。

5 略

第三章から第五章まで 略

附則 略

別表 略